

議員提出第2号議案

新城市議会委員会条例の一部改正

新城市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年3月22日提出

提出者	新城市議会議員	丸山隆弘
	〃	佐宗龍俊
	〃	浅尾洋平
	〃	齊藤竜也
賛成者	新城市議会議員	鈴木達雄
	〃	鈴木長良

理由

この案を提出するのは、新城市事務分掌条例の一部改正に伴い、委員会の所管を変更するため必要があるからである。

新城市議会委員会条例の一部を改正する条例

新城市議会委員会条例（平成17年新城市条例第241号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表厚生文教委員会の項中「市民環境部」を「市民協働部」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。